

延岡市オープンカウンター方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市が行う物品の買入れ及び印刷（以下「物品調達等」という。）の随意契約において、オープンカウンター方式を実施するための取扱いについて、延岡市契約規則（平成12年規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「オープンカウンター方式」とは、物品調達等の随意契約において、見積書を徴する相手方を特定せずに案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書の提出を受ける方式をいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式の対象とする物品調達等は、次の各号に掲げる業種区分に応じ、当該各号に定める案件とする。

- (1) 事務用品類・事務機器類 予定価格が30万円以上150万円以下の案件
- (2) 印刷（一般） 予定価格が30万円以上200万円以下の案件

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、オープンカウンター方式の対象としないことができる。

- (1) 納入期限までの期間が短く、十分な見積期間が確保できないとき。
- (2) オープンカウンター方式による物品調達等を実施することが不相当であると市長が認めたとき。

(参加資格)

第4条 オープンカウンター方式による見積書の提出ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、市長が、競争性を確保するために必要があると認めるときは、第1号及び第2号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 延岡市物品等入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和56年告示第11号）第2条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者であって、案件ごとに指定した業種区分に登録されている者であること。
- (2) 延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成18年告示第63号）第2条の規定による指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 延岡市内に本店を有すること。

2 前項に定めるもののほか、市長は、対象案件ごとに必要な要件を定めることができる。

(対象案件の公開)

第5条 オープンカウンター方式の対象となる案件の公開は、延岡市公式ホームページへの掲載及び契約管理課窓口での閲覧により行うものとする。

2 前項の規定により公開する事項は、案件番号、案件名、仕様書、納入期限その他必要事項とする。

(質問についての取扱い)

第6条 オープンカウンター方式による見積書の提出をしようとする者は、仕様等についての質問がある場合は、指定した期日までに契約管理課宛てに質問書を持参し、又はメールにより提出することができる。

2 前項の規定により提出された質問書への回答は、回答期限までに延岡市公式ホームページに掲載するとともに、契約管理課窓口で閲覧に供するものとする。

(同等品の取扱い)

第7条 仕様書で同等品(参考品と規格(形状、材質、色等)、品質及び性能が同等以上であり、メーカーの既製品を基本とするものとする。以下この条において同じ。)での見積書提出を可能としている場合において、同等品での見積書提出を希望する者は、指定された期日までに同等承認申請書及びカタログ等を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(見積書の提出)

第8条 オープンカウンター方式による見積書の提出をしようとする者は、案件ごとに示す期間内に、見積書(様式)を、持参又は郵送の方法により、契約管理課に提出しなければならない。この場合において、郵送の方法によるときは、一般書留又は簡易書留によるものとし、提出期限までに到達しなければならない。

- 2 前項の規定により見積書を提出する者は、見積書に記名及び押印のうえ、封筒に封緘し、封筒の表面に商号又は名称、案件番号及び案件名を記載しなければならない。
- 3 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(無効な見積書)

第9条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加資格の要件(第4条第1項に規定する要件及び同条第2項の規定により市長が定めた要件をいう。)を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書提出期間外に提出された見積書
- (3) 一般書留又は簡易書留以外で郵送された見積書
- (4) 同一人が同一案件についてした2通以上の見積書
- (5) 第7条による同等承認を得ていない物品による見積書
- (6) この要綱に定める様式によらない見積書
- (7) 見積金額を訂正した見積書
- (8) 見積金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な見積書
- (9) 連合その他不正の行為があった見積書
- (10) 見積書の日付誤り又は日付未記入の見積書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、見積条件等に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第10条 見積書の開封は、見積書提出期限の翌開庁日に行い、市長は、有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者を契約の相手方として決定する。この場合において、最低の価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、当該契約事務に関係のない本市職員にくじを引かせて契約の相手方を決定するものとする。

- 2 見積書の提出が1者のみであっても有効な見積書の徴収とする。
- 3 契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定された者に対し、速やかに電話で連絡するものとする。

(契約の相手方となるべき者がいなかった場合の手続)

第11条 オープンカウンター方式において、予定価格の範囲内で有効な見積書を提出した者がいない場合は、不調とする。

(結果の公表)

第12条 市長は、契約の相手方の決定後、契約の相手方及び契約金額を延岡市公式ホームページに掲載するとともに、契約管理課内で閲覧に供するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。